

千曲市告示第16号

千曲市地域における公的介護施設等整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月6日

千曲市長 小川 修一

千曲市地域における公的介護施設等整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市地域における公的介護施設等整備事業補助金交付要綱（平成18年千曲市告示第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千曲市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

第1条中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する介護給付等対象サービス等を提供する施設等の整備に要する経費」を「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日付け老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日付け厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知）（以下「国実施要綱等」という。）に基づき、国の交付金を受けて行う事業」に改める。

第2条中「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日付け老発第0529001号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。）第2第2項に規定する」を「国実施要綱等に定める」に改める。

第3条第1項の表中

「

国要綱第2第2項に掲げる事業	国要綱別表の表6対象経費の欄に掲げる経費	国要綱別表の表2交付基準単価の欄に定める単価に3単位の欄の単位数を乗じて得た額を上限として、市長が認めた額
----------------	----------------------	---

」を

「

国実施要綱等に定める事業	国実施要綱等に定める経費	国実施要綱等に定める基準額による国の交付決定通知の額以内で、市長が認めた額
--------------	--------------	---------------------------------------

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の千曲市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。